

新総合火災共済

ご契約時の共済金額を限度に

「復旧に必要な修理費」をお支払いします。

(水災を除く)

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていました。新総合火災共済では「再調達価額」として損害額*が全額補償され、損害額の再取得が自己資金なしで可能となりました。

建物については、「評価済共済」として、事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害額をお支払いすることになります。なお、家財については、再評価を行ない損害額をお支払いします。

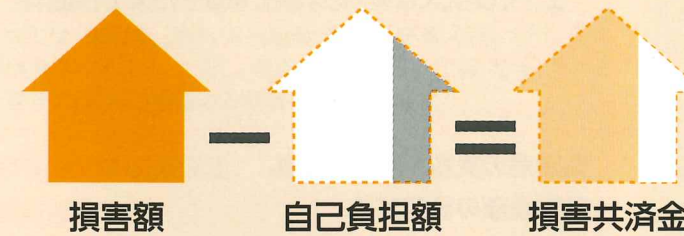
*復旧に必要な修理費をいいます。



●専用住宅・併用住宅が補償対象

「建物」・「家財」そして特約で「営業用什器・備品等」も共済の対象となります。

わかりやすい 共済金のお支払い



新総合火災共済では、契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行った上でその範囲内で共済金額を設定して契約するために、共済金額を限度に損害額から自己負担額(風災・雹災・雪災のみ)を差し引いた額のお支払いします。



「建物」・「家財」を
火災だけではなく
「もしもの災害」から守る
4つのプラン

A TYPE

万一の火災をしっかり補償

B TYPE

風・雹・雪の災害にも安心の補償

C TYPE

水濡れ・盗難等にも備えた充実補償

D TYPE

洪水などの水災にも備えた安心補償

*上記のA、B、C、Dの補償の記述はあくまで概要です。詳しい補償についてはP5、P6をご確認ください。

このパンフレットをお読みになる前に▶▶▶押さえておきたい「共済用語」

被共済者 ひきょうさいしゃ

事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。

再調達価額 さいちょうたつかがく

損害が生じた地および時において共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

共済の対象 きょうさいのたいしやう

共済をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に共済金額を設定してご契約をする必要があります。例えば、建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

時価額 じかがく

共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

自己負担額 じこふたんがく

共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。(P5、④の事故の場合)

共済金 きょうさいきん

損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用共済金、残存物取片づけ費用共済金または水道管修理費用共済金をいいます。

敷地内 しきちない

特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

支払責任額 しはらいせきにんがく

他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。

通知義務 つうちぎむ

ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合に、共済契約者または被共済者が組合に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。例えば、住居を店舗に改装した場合などが該当します。

評価済共済 ひょうかすきょうさい

建物について、共済契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、組合と共済契約者との間で共済金額を定めることをいいます。

協定再調達価額 きやうていさいちょうたつかがく

建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。

告知事項 こくちじこう

危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。(注)
(注)他の共済契約等に関する事項を含みます。